

## 意見書

平成18年11月20日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

「事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見1

ページ番号	本文1ページ～8ページ
意見等	「総合デジタル通信用設備」という用語の前に、「局設置」という言葉を付加すべきであると考えます。
理由	DSL等を指す「デジタル加入者端末回線」には、設置場所が明確に区分して記載されています。一方、「総合デジタル通信用設備」には設置場所が明記されていないので、同じレベルの記載をし、誤解を招かないようにすべきであると考えます。

## 意見2

ページ番号	本文2ページ 五項 本文15ページ 別表第五号
意見等	当該箇所の記述において、 案1) 保護すべきシステム名を明記する。 (TTC標準JJ-100.01 第4版 標準案で保護対象になっている、構内設置デジタル加入者回線用設備は、G.993.2 AnnexC(ユーザビ ル設置タイプ1Mhz以下OFF)のみである。) もしくは、 案2) 当該箇所の記述を削除 すべきであると考えます。
理由	構内設置デジタル加入者回線用設備は、私設の設備に様々なシステムが設置されています。また、これらのシステムはスペクトル管理されていない状況であり、何のシステムが設置されているのか把握することも出来ません。 (例: 標準外HomePNA、標準内HomePNA、EtherOverVDSL)(標準外)、 SDSL、SHDSL、ADSL等) この状況下で、局設置デジタル加入者回線用設備、及び遠隔設置デジタル加入者回線用設備が構内設置デジタル加入者回線用設備の定められる漏えいの許容値(自己漏話を超えない)を超えないようにするのは不可能であると考えます。

以上